

議案第194号

損害賠償額の決定について（環境局関係）

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事件概要
金額 6,489,326円 〔見舞金 3,327,609円〕 〔医療費 3,161,717円〕 被害者 50歳代	令和3年3月24日午前10時20分頃、住之江区浜口東2丁目4番10号先路上において、本市職員大嶋忠浩が本市環境局西南環境事業センター所属のじん芥自動車なにわ100さ8246号車のドアを開けた際、同ドアが右後方から走行してきた自転車と接触し、その衝撃で同車に乗っていた被害者が路上に転倒し、負傷したものである。 同人は、頭部外傷、頸椎捻挫 ^{けい} 等のため約1年3箇月にわたり通院治療を続けた。

令和4年11月30日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。